

代表校：龍谷大学

連携校：琉球大学・京都文教大学

大学連携型ソーシャル・イノベーション人材養成プログラム

ソーシャルイノベーションデザイナー資格教育プログラム

「プログラム認定報告書」

令和 7 年 3 月 21 日

一般財団法人 地域公共人材開発機構

目 次

1. 総合評価

- (1) 資格教育プログラム全体の評価
- (2) 評価すべき点
- (3) 指摘事項
- (4) 勧告事項
- (5) 保留事項
- (6) 助言・課題

2. 項目別評価

- (1) 目的・教育目標・育成する人材に求められる能力
- (2) 教育内容
- (3) ポイント認定

別表 1 プログラム審査委員

別表 2 一般財団法人 地域公共人材開発機構理事会 (SI 担当)

1. 総合評価

(1) 資格教育プログラム全体の評価

適合（指摘事項付き）

(社会的認証期間：2025年4月1日～2028年3月31日)

認定番号：S240001

(2) 評価すべき点

- ・文化や地域性、得意分野の違う3大学で連携したプログラムということで、単位互換制度の活用や科目の共同開講といった工夫により、相互に交流を伴ったプログラム実施が可能となっている。3大学の組み合わせが、まさに異文化交流である。
- ・学術的研究をベースにした社会課題の「社会」の構造から要因を見直すアプローチ方法である。
- ・科目の選択の幅が広く、学びの自由度が高い。
- ・キャップストーンのチーム分けを3大学混成チームとすることで、それぞれの交流を図りながら、様々な視点からの考察と実践を可能にしている。
- ・3大学とも地域に根付いた連携協力団体を持っており、キャップストーン・パートナーとして確固とした関係性を構築できている。

(3) 指摘事項

- ・シラバスから科目内容とSIとの関連性がわかりにくいので、学習者にとってわかりやすく細やかな説明を求めたい。
- ・3大学共同開講の科目の成績評価については、その方法や基準が不明確なため、評価基準の設定や学習者への周知が必要である。

(4) 勧告事項

(5) 保留事項

(6) 助言・課題

- ・キャップストーンの実績報告書は実践要素としての提言が説得力あるものとなるよう作成いただきたい。
- ・教員構成についてはSI関係の実務経験を有する教員の充実を期待するとともに、各大学間、大学内での教員間の交流、共創を促進するような取り組みを求めたい。
- ・前提としている社会課題の定義（「多くの人にとって良い社会構造のメリットを享受できない人々が直面し

ている生存・生活における困難さ」）は、ややもすると「多数派」側からの視点と捉えられかねない。同プログラムが目指すのは多数派と少数者、支援者と受益者の固定化を乗り越えるための構造的な解決ということから、表現の見直しを含めてさらなる議論を喚起したい。

2. 項目別評価

基準	申請書項目	評価区分	評価内容と理由
1	基準 1-1 具体的かつ明確な社会課題を踏まえて資格教育プログラムの目的を定めていること。また、その目的に対して明確な教育目標を説明していること。		
	1-1	A	プログラム説明書にて下記目的と教育目標を設定していることを確認した。 具体的かつ明確な社会課題や課題認識を踏まえた目的及び教育目標が説明されている。 【目的】社会の仕組みに起因する課題に対して、社会構造の根底からの問題理解と事業企画能力との両立をもって、新しい発想や価値を創造し、これらを解決する事業実践を行える人材を養成すること。 【教育目標】 次の能力の習得を目標とする。 【社会課題の発見・把握】 【解決策構想】 【事業企画】 【組織構築】 【事業推進】
	基準 1-2 育成する人材に求められる能力を説明していること。		
	1-2	A	プログラム説明書より、下記が育成する人材に求められる能力として説明されていることを確認した。 「多くの人にとって良い社会構造のメリットを享受できない人々が直面している生存・生活における困難さという社会課題に対し、現在の社会と社会構造に対する固定観念を乗り越えて他の可能性を見出し、社会課題の原因を追及・排除したより良い社会と社会構造を構想し、新たなことへの抵抗を抑制しながら実現するオルタナティブな方法を構想・遂行し、実現するための知識や力」
	基準 1-3 対象とする学習者を説明し、その学習者に合わせた開講形態とすること。		
	1-3-1	A	リカレントやリスキリングを志す人や就業前大学院生に加え、海外からの留学生も対象とする。特に多くの社会人が受講しやすい環境を整えるため、平日夜間や土曜日の開講、オンライン受講も可能としている。 社会人にとっては、平日昼間の開講科目は受講しづらく、土曜日や夜間開講があるとはいえ受講できない科目が出てくることで、学修者によって選択が制限される可能性が懸念される。
	1-3-2	AA	入学前のオリエンテーション・説明会の開催等での周知や各大学の HP や共通 HP にて周知を図ることを確認した。資格取得希望者に対して、「資格意

			思確認書」を事前に提出することを義務付け、学修計画を事前に立て、それは3大学共通で実施することも確認した。 3大学共通で「資格意思確認書」を使用することで、共通したプログラム履修の意思確認ができ、共通した意識醸成やプログラム周知ができる点を特に評価する。
2	基準 2-1 資格教育プログラム全体の特色を踏まえて教育方法を説明していること。また、SIに必要な手法を盛り込んで説明していること。		
	2-1	AA	3大学連携プログラムにおけるSIを「社会課題の「社会」の意味を構造要因から発するものとしその構造要因にアプローチする方法」としている。そのための基礎科目における学術的理解とキャップストーン科目における実際の社会課題での実践を組み合わせることで、体系的な学びが設計されており、特色ある3大学の連携によって新結合によるイノベティブな解決を導出する点を評価する。
	基準 2-2-1 基礎科目は100時間以上の履修時間を必要とすること。また、教育要素を充足する科目群となっていること。キャップストーン科目は80時間以上の履修時間が確保されていること。（自己学習を含む）		
	2-2-1	B	全51科目の内、教育要素ごとの配置は①3科目②23科目③11科目④13科目⑤1科目（CS科目に該当）となっている。開講方法ごとにみると、ハイブリッド36科目、オンライン5科目、対面10科目（内京都3科目、沖縄7科目）となっている。 開講方法としては多くの科目をハイブリッドとして、遠方の連携大学間での履修も可能にしている。 教育要素ごとの配置のバランスが偏っており、「イノベーション・変革」「起業・マネジメント」要素ではより目的に合致した科目の配置、もしくは各科目において教育要素に対応する内容の充実を期待したい。 シラバスからは科目内容とSIとの関係性が見えにくいため、学修者にもSIの特色がわかりやすいよう具体性を含めた表現の工夫を求めたい。 SIにおいては、意見を聞き出し対話を促す能力が非常に重要であるが、該当する科目（ファシリテーション、ワークショップなど）が少なく、授業運営の中で工夫いただきたい。
	基準 2-2-2 担当者の専門（学位）または実務経験分野やその経験年数を踏まえて、バランスの良い構成となっていること。		
	2-2-2	B	SIに関連した実務経験を有する教員の人数面の充実と、そうした教員と既存の教員との交流・共創の取り組みが求められる。

基準 2-2-3 履修にあたり学習者の履修モデルや学習アウトカムを実現するためのロードマップが体系的に表現されていること。また、選択科目によって教育内容に大きな差が生まれず、資格教育プログラムとして学習アウトカムの達成が確保されていることが説明されていること。		
2-2-3	A	大学を超え学際的な知識を幅広く学び、実践的な課題解決能力を身につけることができる点で非常に魅力的と言える。特に、キャップストーン科目において理論と実践を結びつける仕組みが整っている。また、他大学との連携やオンライン学習を活用し、柔軟な学修環境を提供している点も優れている。一方で、調整等による学修者の負担の大きさや、PBL の効果がグループワークの質に依存するリスクもあるため、ガイダンスや説明会、シラバス等を活用し、学修者に対して丁寧な対応を望む。 また、運営面での調整が複雑になりやすく、授業の質やフィードバックの均質化が課題となる可能性がある。
基準 2-3-1① 単位互換等の整備をはじめ、他大学科目を受講する上での連携体制も含めプログラムの実施体制について説明されていること。また、大学以外のリソースを含めた外部との連携が取られていること。		
2-3-1①	A	単位互換制度により、3 大学間の科目履修が可能となっていることを確認した。 大学以外のリソースを含めた外部との連携についての説明がないが、今後は様々な連携体制を強化して、より実践的・多様化した教育の実施に期待する。
基準 2-3-1② オンライン教育に適した教育方法が取られていること。		
2-3-1②	A	遠隔地での連携になるのでオンラインの活用は必須で有益である。ハイブリッド授業に有用な機器を揃え、教員に対しても説明会を行うなどの体制を整えていることを確認した。 オンラインを活用した長時間授業において、他地域の学生の発表を聴いたり、異なる専攻の学生とのディスカッションなどは受動的な授業にならない工夫として、オンライン教育において有益であり評価できる。
基準 2-3-2① キャップストーンの概要について説明されていること。		
2-3-2①	AA	オンライン授業を中心にしながら、フィールドワーク（京都・沖縄）と発表会を組み合わせることで、実践的な学びを促進しようとする点が特徴で、3 大学の学生が多様な視点を掛け合わせて解決策を提案する仕組みになっている点は評価できる。
基準 2-3-2② 連携キャップストーンのために必要となる単位互換等の整備など、連携する上での取り組みについて説明されていること。		

	2-3-2②	AA	「共同開講」という形で協定書を締結して実施し、成績評価方法については、キャップストーン担当者で構成する3大学キャップストーン会議にて評価基準等をすり合わせていく体制を整えていることを確認した。
	基準 2-3-2③ キャップストーンを実施するための教育パートナーをはじめとした外部機関との連携について構築されていること。また今後どう構築しようとしているか説明されていること。		
	2-3-2③	AA	龍谷大学は「地域連携協定」にもとづく連携や「ソーシャル企業認証制度（S認証）」制度を活用した関係構築、京都文教大学では「京都文教ともいきパートナーズ」といったネットワーク、琉球大学では「沖縄産学官協働人材育成円卓会議」を通じたネットワークなど、それぞれの連携体制を活かし、キャップストーンの課題抽出を行ったり、フィールドワーク実施の際にも課題の説明等で協力いただく関係構築ができています。特に、現状の情報だけでなく、その課題の根本原因を探るためには関係性の構築は不可欠である。今後はNPOなどの非営利団体との協力体制構築にも注力していくことも確認できたので、それぞれの外部機関の長所を生かした連携関係を作っていただきたい。
	基準 2-3-3① キャップストーンで実施した内容を提言にまとめる方法が説明されていること。		
	2-3-3①	AA	取り組んだ社会課題の解決策等を取りまとめ、提言も含めて授業の進め方や受講生やパートナーからの感想等も盛り込むことにより、解決策に至る過程や新たな気づき等の情報を共有するための実施報告書を作成することを確認した。 提言だけでなくその過程や連携機関からの声を盛り込むことで取り組み全体を総括できるものとなり、今後のプログラム改善にも役立つものとなる。
	基準 2-3-3② 取りまとめた提言について、外部意見を踏まえる機会をどのように設定しているか説明されていること。		
	2-3-3②	AA	中間報告会や最終報告会で、外部意見として講評を受けることになっており、その評価基準は3大学キャップストーン会議で決定されることを確認した。 最終報告会には、SI関係教員やキャップストーン・パートナーを含めた関係者が参加するということだが、提言の対象であり実践の場となる現場や地域の方の参加も、生の外部意見を得る機会として検討いただきたい。
3	基準 3-1 ポイント認定の基準と方法を定め、それを周知していること。（外部機関が評価を行う場合）評価の基準と方法を定め、周知していること。		
	3-1	B	龍谷大学では単位認定に加えて、研究科教務委員会が受講状況等をチェックしポイント認定を行う。琉球大学では、科目担当教員によってポイント認定

			確認書（仮称）の提出を受け、SI 事業運営委員会（仮称）にてポイント認定の確定を行う。京都文教大学では研究科委員会にてポイント数を確認の上、認定を行うことを確認した。 各大学とも単位認定を元にポイント認定を行うが、3 大学共同開講の科目については、「担当教員が成績を持ち寄り妥当性を検討する」ということだが、その明確な認定基準を設定し、学修者に周知いただくことを求める。
--	--	--	---

別表１ プログラム審査委員構成

項目	氏名
大学等に所属する専任教員	小暮 宣雄（京都橘大学名誉教授）
実務経験者	岩松 義秀（京都府立大学公共政策学部 客員准教授／京都地域未来創造センター 企画調整マネージャー）
実務経験者	中嶋 愛（同志社大学客員教授／スタンフォード・ソーシャルイノベーション・レビュー 日本版創刊編集長）
機構役員	杉岡 秀紀（一般財団法人地域公共人材開発機構 理事 ／福知山公立大学准教授）

(順不同、敬称略)

項目	氏名
機構事務局	青山 公三（一般財団法人地域公共人材開発機構 専務理事）

別表２ 一般財団法人地域公共人材開発機構（SI 担当理事）

氏名	所属
大束 貢生	佛教大学社会学部 准教授
荻原 靖	京都府電気工事工業協同組合 専務理事／きょうと NPO センター 副理事長
小暮 宣雄	京都橘大学名誉教授
佐野 亘	京都大学大学院人間・環境学研究科 教授
杉岡 秀紀	福知山公立大学地域経営学部 准教授
中谷 真憲	京都産業大学法学部 教授
新川 達郎	同志社大学 名誉教授

注記）社会的認証規程 1、第 11 条、第 13 条、第 25 条に則り上記の審査員及び理事が特定の利害関係を有する場合は評価に加わず社会的認証の内容を審査した。